

相楽東部広域連合立笠置児童館設置条例

平成 21 年 3 月 13 日
条 例 第 13 号

(設置及び目的)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、児童の心身の健やかな育成とともに、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決・基本的人権尊重の精神を育むことを目的として、笠置児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|-------|--------------------------|
| 笠置児童館 | 京都府相楽郡笠置町大字有市小字羽根田 38 番地 |

(事業)

第 3 条 児童館は、第 1 条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(管理)

第 4 条 児童館は、相楽東部広域連合教育委員会が管理する。

(運営委員会)

第 5 条 児童館の管理及び運営に関する事項を審議するため、笠置児童館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置する。

2 運営審議会に関する必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。